

開示請求及び自己情報開示請求等に係る開示決定等に  
不服があるときは、3か月以内に審査請求ができます

# 審査請求の手引

所管課（審査庁）：倉敷市 法務課 情報公開室  
〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640 番地  
TEL 086-426-3213 FAX 086-421-4422

## 目 次

I	開示請求及び自己情報開示請求等に係る審査請求制度の概要について	
1	審査請求について	1
2	審査請求ができる期間及び審査請求の申立先について	1
3	審査請求の流れについて	1
4	その他の手段について（行政訴訟）	1
5	裁決の種類について	1
【図】	審査請求の流れについて	2
	〔審査請求から諮問まで〕	
	〔諮問から裁決まで〕	3
II	改正行政不服審査法と倉敷市の情報公開・個人情報保護制度について	4
III	具体的な事務処理について	
1	審査請求書の提出 ～（実施機関による検討）～諮問まで	4
2	諮問 ～（審査会の調査・審査）～答申まで	5
3	答申を受けた実施機関による裁決	5
	審査請求書の作り方	6

# I 開示請求及び自己情報開示請求等に係る審査請求制度の概要について

## 1 審査請求について

行政文書の開示請求や、自己情報開示請求等に関して、倉敷市の実施機関（処分庁）が行った開示決定等に不服があるときには、行政不服審査法に基づき、実施機関（審査庁）に対して審査請求をすることができます。

## 2 審査請求ができる期間及び審査請求の申立先について

審査請求は、開示決定等の原処分があったことを知った日（＝開示請求等に対する決定通知書が送付された日）の翌日から起算して3か月以内に、実施機関（審査庁）あてに行います。

実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、競艇事業管理者、消防長及び議会です。市長、水道事業管理者、病院事業管理者、競艇事業管理者及び消防長の場合の審査庁は、法務課情報公開室になります。その他の場合については、原処分の決定通知書記載の担当課（処分庁）へお問合せください。

## 3 審査請求の流れについて

審査請求を受けた実施機関（審査庁）は、倉敷市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、審査会から答申を受けた上で、審査請求に対する裁決を行います。ただし、実施機関（審査庁）において、認容（全部開示等）ができると判断した場合や、そもそも審査請求が不適法であった場合には、諮問をせずに裁決を行います。

※実際の審査請求の流れについては、2頁から3頁までの図をご覧ください。

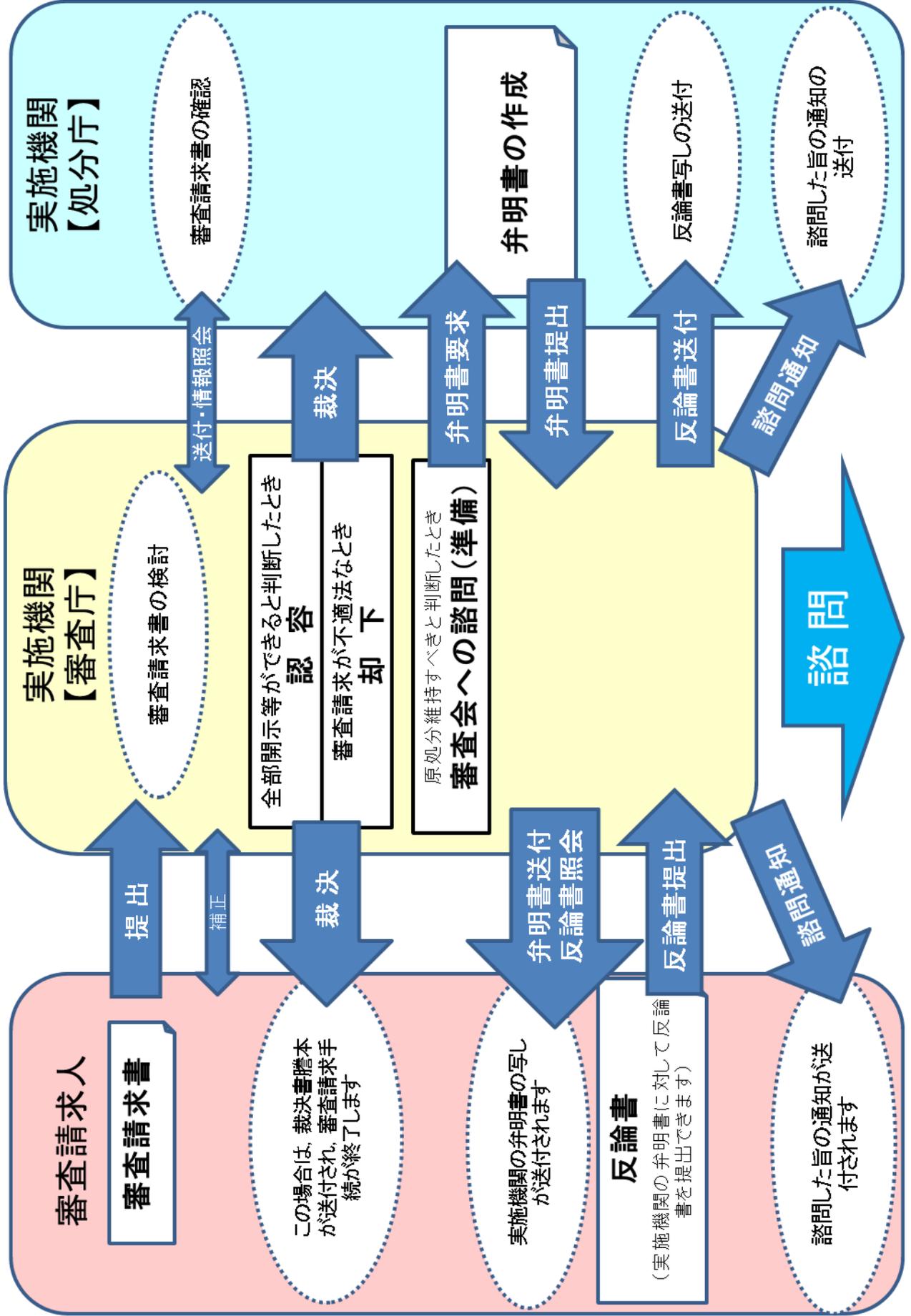
## 4 その他の手段について（行政訴訟）

行政事件訴訟法に基づき、開示決定等の処分があったことを知った日から6か月以内に、岡山地方裁判所に訴訟を提起することもできます。（※審査請求と併せて行うことができます。）

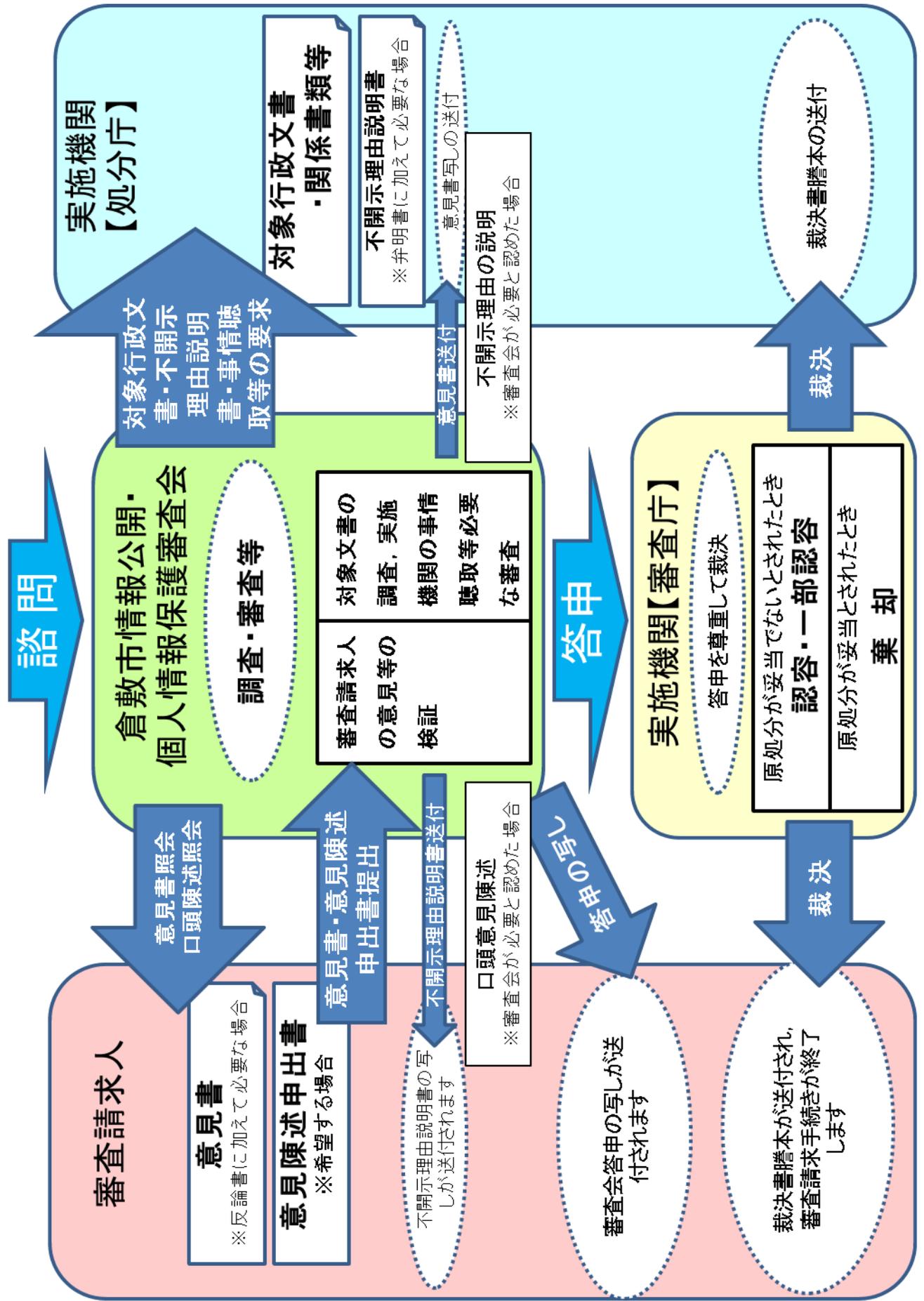
## 5 裁決の種類について

- (1) 認容裁決：審査請求の内容が認められ、不開示決定又は部分開示決定の一部を取り消す裁決です。
- (2) 棄却裁決：審査請求の内容が認められず、審査請求を退ける裁決です。
- (3) 却下裁決：審査請求が法定の期間を経過した場合など不適法であると審査庁が認める場合に、審査請求を退ける裁決です。この場合、審査請求の中身については審査されません。

# 審査請求から諮問まで



# 諮問から裁決まで



## II 改正行政不服審査法と倉敷市の情報公開・個人情報保護制度について

行政不服審査法が制定以来50年ぶりに抜本的に改正され、平成28年4月1日より施行されています。主な改正内容としては、公正性の向上（審理員制度導入、行政不服審査会への諮問手続の導入など）や使いやすさの向上（審査請求期間を3か月に延長など）があげられます。

本市では、優れた識見を有する委員で構成される合議制の附属機関である倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）により、情報公開条例及び個人情報保護条例（以下「条例」といいます。）に基づく処分に対する不服申立て（審査請求）に関する実施機関からの諮問について、不服申立人及び実施機関双方からの主張を基に、実施機関の判断の妥当性を実質的に審査してきました。このことから、改正法による審理員や行政不服審査会の機能を併せ持った審査会により、公平性、客観性が既に担保されていると考えます。

そこで、条例に基づく処分について、条例に特別の定めがある場合には、審理員の指名を要しないこととしている改正法第9条第1項ただし書の規定により、情報公開・個人情報保護制度については、改正法における審理員による審理を経て行政不服審査会に諮問する手続に関する規定を適用除外とし、平成10年10月の制度発足以来の不服審査体制を維持することとしました。  
※具体的な事務処理については「III 具体的な事務処理について」をご覧ください。

## III 具体的な事務処理について

### 1 審査請求書の提出 ～（実施機関による検討）～諮問まで

審査請求を受けた審査庁（実施機関）は、まず、審査請求書の形式審査をします。

形式が適法な審査請求について、実施機関は、審査請求人の主張の内容を検討した上で、全部開示等ができるかと判断したときには、審査請求を認容する裁決をします。

審査請求人の主張を検討してもなお、不開示・部分開示等を維持すべきと考えたときには、審査庁（実施機関）は、処分庁（実施機関）に弁明書の提出を求めます。

処分庁（実施機関）から弁明書の提出があると、その写しを審査請求人に送付して、反論書の提出を求めます。

審査庁（実施機関）は、弁明書（反論書が提出された場合は、弁明書及び反論書）を添えて、倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問します。審査庁（実施機関）は、審査請求人及び処分庁（実施機関）に対し、諮問書の写しを添えて、諮問した旨を通知します。

## 2 諮問 ～（審査会の調査・審査）～答申まで

諮問を受けた審査会は、審査請求人に意見書の提出及び口頭意見陳述の申出について照会するとともに、処分庁(実施機関)に対象行政文書の提出及び不開示理由説明（口頭又は文書 ※審査会が必要と認めた場合に限る。）の要求をします。

意見書の提出は、すでに反論書が提出されている場合には、追加して意見を提出したい場合に限ります。また、口頭意見陳述は、審査請求人から申出があり、審査会が必要と判断した場合に実施されます。

なお、審査会の審議は、陳述も含め、すべて非公開で行われます。

審査会は、請求対象の行政文書を実際に見分する（インカメラ審査）ほか、必要な調査審議を行った上で、審査庁(実施機関)に対し、原処分が妥当であるか否かを答申します。審査請求人にも、参考として答申の写しが送付されます。

## 3 答申を受けた実施機関による裁決

審査庁(実施機関)は、答申を尊重して、審査請求を認容・一部認容又は棄却する裁決を行い、審査請求人及び処分庁(実施機関)に裁決書謄本を送付するとともに、認容・一部認容裁決の場合は、行政文書の開示（全部開示・部分開示）を行います。

